

令和7年度 筑後市社会福祉法人等指導監査 一般監査方針及び実施計画

1 基本方針

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行う社会福祉法人は、主として措置費、自立支援給付及び介護給付等の公的資金により運営される極めて公共性の高い組織であり、適正で円滑な運営が強く求められます。

このため、指導監査等では「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知) (以下「法人監査実施要綱」という。)及び別紙「指導監査ガイドライン」(以下「法人監査ガイドライン」という。)に基づき、また福岡県の「令和7年度社会福祉法人指導監査等方針」に沿い、法人の運営管理、利用者に対するサービス提供、措置費等公的資金の取扱い等が法令等を遵守した適正なものとなっているかについて下記の点にも留意し、実地による確認を行います。

- (ア) 福祉サービスの利用者に対するより一層のサービスの質の向上に資するよう指導に努めるなど、指導が形式的にならないように留意します。
- (イ) 法人への指導に際しては法人の自律的な運営を促すとともに、改善を要する事案は原因究明を行い、改善の方策についても具体的な方針を示すよう努めます。また、短期間に解決が困難な事案にあつては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行います。

(2) 社会福祉連携推進法人

社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉法人の経営の基盤の強化に資することを目的に、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されたものです。

このため、指導監査等では「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」(令和4年12月26日付け社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知) (以下「推進法人監査実施要綱」という。)及び別紙「指導監査ガイドライン」(以下「推進法人監査ガイドライン」という。)に基づき、下記の点にも留意し、書面及び実地による確認を行います。

- (ア) 地域における良質かつ適正な福祉サービスの提供に資するよう指導に努めるなど、指導が形式的にならないように留意します。
- (イ) 連携推進法人の趣旨を十分理解した上で、連携推進法人の自主的・自律的な運

営を促すとともに、改善を要する事案は原因究明を行い、改善の方策についても具体的な方針を示すよう努めます。また、短期間に解決が困難な事案にあつては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行います。

2 重点事項

重点事項に関しては法人定款に定める事業又は業務に応じ、確認を行います。

(1) 業務継続計画の策定等

感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか確認します。

(2) 評議員、理事及び監事の欠格事由等の確認

評議員、理事及び監事の改選について、社会福祉法、同法施行規則及び定款に定められた手続きを経て選任しているか、欠格事由に該当する者がいないか等を確認します。また、役員については資格要件を満たした者が選任されているかを併せて確認します。

(3) 利用者に対する虐待防止に向けた取組

法人において、虐待防止のための必要な体制の整備や職員に対する人権擁護・虐待防止のための研修の実施など、組織的な取組を行っているか確認します。

3 一般的事項

(ア) 法人監査実施要綱に基づき、社会福祉法人の運営及び会計処理が適正に行われているか確認します。

(イ) 推進法人監査実施要綱に基づき、社会福祉連携推進法人の運営及び会計処理が適正に行われているか確認します。

4 実施計画

法人の運営等について、関係法令及び通知に照らし、特に大きな問題が認められない場合は、原則として3年に1回行うものとします。

(1) 監査予定法人

社会福祉法人 5法人

実施時期

概ね令和7年10月から令和8年2月まで

5 その他

運営等に重大な問題を有する法人に対しては、上記によらず随時、特別監査を実施するものとします。なお、その実施にあたっては国が定めた法人監査実施要綱の「法人監査ガイドライン」及び推進法人監査実施要綱の「推進法人監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行うこととします。